

山梨県公報

号外第五十六号

平成十六年

十二月六日

月 曜 日

目 次

告 示

土地収用事業の認定……………一

告 示

山梨県告示第五百六十七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十六年十二月六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 起業者の名称

甲斐市

二 事業の種類

甲斐市立竜王南児童館建設事業

三 起業地

1 収用の部分 甲斐市大字篠原字冷間地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号要件

甲斐市立竜王南児童館建設事業(以下「本事業」という。)は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に規定されている児童厚生施設(児童館)の建設事業であり、法第三十二条二十三号に掲げる「社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設」に関するものであることから、法第二十条第一号に該当する。

2 法第二十条第二号要件

児童福祉法第七条及び第三十五条第三項の規定により、市町村は児童厚生施設を設置することができるが、児童館の設置運営要綱(平成二年八月七日付け厚生省発児第

百二十三号厚生事務次官通知。以下「要綱」という。)の規定により、小型児童館の設置及び運営の主体は、市町村等とすることとされている。本事業は、要綱に規定されている小型児童館を建設する事業である。よって、甲斐市は、本事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当する。

3 法第二十条第三号要件

(一) 申請事業の施行により得られる公共の利益

甲斐市においては、各小学校区ごとに児童館を設置することとしており、現在市内に九箇所の児童館が設置されている。本事業は、未設置の小学校区のうち、竜王南小学校区に児童館を設置するものである。現在当該小学校区では、低学年を対象とし授業終了後に児童館等を利用して適切な遊び場等を与え、その健全な育成を図る放課後児童健全育成事業を学校敷地内に設置したプレハブ内で行っており、児童等の利用に不便を来している状況である。このため、本事業を施行し、放課後児童健全育成事業等を含めた各種事業を実施するものであり、児童の健全な育成を図り、その健康を増進し、地域の保護者が安心して子育てができる場が確保されると認められることから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益

本事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音及び振動に起因する周辺環境への影響が考えられるが、周辺には民家は密集しておらず、周辺環境に与える影響は小さいものと考えられることから、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本事業の施行位置については、利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

本事業は、児童館の求められている役割及び竜王南小学校の放課後児童健全育成事業の実施状況を踏まえると、早期に事業を施行する必要性が高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、要綱等から積算した施設規模等としており、必要な範囲であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用には馴染まないため、収用とすることは、合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1 から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

甲斐市役所竜王支所地域課